

社会福祉法人白根学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条、同第23条第1項及び評議員選任・解任委員会細則第5条第2項の規定に基づいて、役員等（理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう）の報酬を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長の月額報酬は、50,000円とする。

(2) 理事会又は評議員会への出席に係る役員等の報酬は、1回あたり10,000円に源泉徴収税額による課税額を加算した額とする。

(3) 監事監査における監事の報酬は、1回あたり20,000円に源泉徴収税額による課税額を加算した額とする。

(4) 特別の業務における役員等の報酬は、1回あたり10,000円に源泉徴収税額による課税額を加算した額とする。

(5) 評議員選任・解任委員の報酬は、委員会出席1回あたり10,000円に源泉徴収税額による課税額を加算した額とする。

2 前項第1号を除き、役員等が報酬を受領したときは、様式1の「領収書」を提出しなければならない。

(出張旅費等)

第3条 役員等に係る交通費等の費用弁償及び旅費は、別に定める「役員旅費規程」により支給する。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

(規程の改正等)

第5条 この規程の改正及び廃止は、評議員会の決議による。

(委任)

第6条 この規程の施行に必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成17年11月1日から適用する。
- 2 平成20年3月25日一部改正。この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 第1条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 第1条、第2条及び第4条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 第1条及び第2条第1項第4号の改正規定は、平成29年3月15日から施行する。
- 6 改正規定は、平成29年7月1日から施行する。